

## 言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 黄 馨儀

論文題目 台湾語表記論と植民地台湾——教会ローマ字と漢字から見る——

論文審査委員 安田 敏朗、松永 正義、岩月 純一

### 1. 本論文の構成

本論文は、日本統治期台湾における、日本人の手による台湾語表記の諸相を、西洋の宣教師や台湾人知識人たちの主張なども視野に入れつつ総体的に把握しようと試みたものである。本論文の構成は以下のとおりである。

#### 序章

##### 第一部 教会ローマ字の部

第一章 植民地台湾における教会ローマ字について—『台湾教会公報』を手がかりに—

第1節 はじめに

第2節 「時事」とは

第3節 清朝末期（1885-1895年）の『台湾教会公報』について

第4節 植民地台湾における『台湾教会公報』：「時事」への志向

1. 隠れている「時事」

2. 隠れていない「時事」

第5節 「時事」報道の挫折

1. 一回目の許可申請

2. 二回目の許可申請

3. 相反する見方

第6節 おわりに

第二章 植民地台湾における日本人の台湾語表記をめぐって—もう一つの教会ローマ字

第1節 はじめに

第2節 カナ表記と教会ローマ字表記の関係について

第3節 忘れられた領台初期における教会ローマ字

1. 兼松礪熊と最初の台湾語学校

2. 渡辺雅の批判と兼松礪熊の反論

第4節 水面下における教会ローマ字—台湾語学界を通して—

1. 台湾語研究者たちの「ローマ字」観

(1) 小川尚義

(2) 岩崎敬太郎

(3) 小野西洲（小野真盛）

- (4) 東方孝義
  - (5) 木村貞次郎（木村鉄牛）
2. 台湾語学界における「ローマ字」の実現
- (1) 特科課程における「ローマ字」
  - (2) 『語苑』をめぐって
  - (3) 現場の台湾語学習

第5節 おわりに

第二部 漢字の部

第三章 植民地台湾における日本人による台湾語表記をめぐって

—漢字による台湾語表記法の諸相—

第1節 はじめに

第2節 「漢文」の諸相と台湾語

- 1. 漢文、時文、白話文
- 2. 台湾語白話文、台湾語口語文

第3節 台湾語学界の対応

- 1. 通訳兼掌制度における台湾語試験の改正—筆記試験を中心に—
  - (1) 筆記試験における台語和訳
  - (2) 筆記試験における和語台訳
    - (2.1) カナ符号の部分
    - (2.2) 漢字の部分
  - (3) 筆記試験の存廃
- 2. 『語苑』の対応
  - (1) 『語苑』雑誌とその変遷
  - (2) 小野西洲と『語苑』
- 3. だれのための台湾語表記法
  - (1) 真の台湾語とは
  - (2) 台湾語の語彙変化と表記法
  - (3) だれのための台湾語表記法

第4節 おわりに

第四章 終章

参考文献

2. 本論文の概要

第一章は、台湾に渡ったプロテスタント宣教師、バークレー (Rev. Thomas Barclay) によって1885年から発行されている台湾初の活版印刷による定期刊行物『台湾教会公報』の性格を論じるところからはじまる。この刊行物はローマ字表記による台湾語によって書かれたもので、その表記法は「教会ローマ字」と呼ばれるものである（本論文では「ローマ字」とカッコをつけてあ

らわしている)。この刊行物は台湾長老教会という閉じたコミュニティに向けた、自足したものとされ、それゆえ台湾総督府の検閲などからは自由であり、その分「ローマ字」は自由に発達できた、と従来論じられてきた。つまり、先行研究では、総督府の言語政策の強化にともない使用言語の調整(1940年代には日本語で刊行された)はしたものの、内容の自主規制は行わなかったため、「時事」の報道には影響がなく、また『台湾教会公報』の発展は台湾長老教会内部の変動と深く連動しており、清朝から日本への政権の交替によってある程度の影響は受けても、その基本精神と実質にまでは及んでいないとするのが一般的である、と著者はいう。

しかしながら、第一章では「台湾新聞紙条例」「台湾出版規則」といった法令と『台湾教会公報』の内容を手がかりにして、その「時事」というカテゴリーの掲載が、植民地時代に入ってから縮小に向かった経緯が詳しく論じられる。つまり、『台湾教会公報』は植民地時代を通し、「報」すなわち「新聞」という名を冠してはいたが、台湾総督府の検閲制度は機能しており、実質的に「新聞」としての機能は失われていった、というのである。

さらにまた、従来の研究では「ローマ字」の習得が、世界への窓が開かれることにあたるとされている。著者はこの主張が植民地台湾における「ローマ字」を過大評価しているのではないかという。そもそも「ローマ字」によって書かれたものが圧倒的に不足しており、世界への窓を開けてみてもそこには何もない、という状況であった。さらに、国語(日本語)教育を受けた台湾人信者でも段々「ローマ字」が読めなくなってきたため、「ローマ字」で台湾人信者を教育するという教会の方針が、日本語によるものへと変更せざるを得なくなる、との予測もされていた、という。

第二章では、在台湾日本人の「ローマ字」をめぐる論争があつかわれる。これまで、日本人と「ローマ字」は無関係のように思われてきているが、「ローマ字」を念頭においた議論が活発になされていたことが論証されている。日本人による台湾語のカナ表記はそれほど日本人に馴染まず、漢字表記にしても、「有音無字」といわれる台湾語を表記する際にも難問にぶつかったため、植民地下において「ローマ字」は常に念頭に置かれていたという。つまり、「ローマ字」は表面的には無視されたようにみえるものの、その裏では日本人に多大な影響を与えていたことが指摘される。具体的に第二章であつかった五人の日本人は、一致して「ローマ字」を肯定的に評価し、それなりに受け入れていた。ただし、「ローマ字」表記が音韻表記に有利だとするもの、漢字論者、使用者の学力の問題を第一にするもの、あるいは文字ナショナリズムを考慮するものなど、その主張にそれぞれ濃淡があることが明らかにされている。漢字の呪縛が少ない岩崎敬太郎は、「ローマ字」の綴り方を知らない学習者が多いということを理由にして、おだやかに「ローマ字」表記を主張した。それに対し、東方孝義は積極的に「ローマ字」をアピールしていた。一方、小野西洲は台湾語の表記は日本語に準ずるべきだと考えたため、「ローマ字」には抑制的であった。また、警察の台湾語特科の教科をみると、「ローマ字」が組織的に台湾総督府の台湾語教育に導入されたり、現場の台湾語学習にも活用されたりしていた。教会以外の台湾人は「ローマ字」を軽視し、台湾(語)の文字にするどころか、知ろうともしなかった。その同時期に、台湾語学習を必要としない台湾人と違って、台湾語を勉強かつ研究する台湾語学界では「ローマ字」を敬遠するどころか、積極的に受け入れようとする側面があつたのである。日本人がどのように水面下

で宣教師たちの業績を咀嚼かつ再生産したかを論じることで、植民地台湾における「ローマ字」のもつもう一つの側面、つまり、日本人と「ローマ字」とが複雑に絡み合っている状況がうきぼりにされる。この章でも「ローマ字」が「教会の外には普及しなかった」という従来の見方に疑問符を投げかけている。

第三章では、日本人が暗中模索した台湾語表記法に関して、三つの側面から論じている。

第一に、日本人の台湾語表記法の使用状況といった側面を、日本人に対する台湾語奨励試験の内容変更を手がかりとして論じる。そこではまず、台湾で話される台湾語の具体相が漢文・時文・日本語などが入り混じったものであることが指摘され、奨励試験での筆記試験が課されなくなっていく過程から、あくまでも日本人にとって台湾語は話されることばであって書かれることばとして認識されていなかった側面もあったことが示される。

そうはいつても、表記法がなくてよいわけでもなく、第二点として、台湾全島の警察官の台湾語講習の資料に供された台湾語雑誌『語苑』の編集方針などを通して、表記法が実質的にはひとり人間（小野西洲）の意向による統一へと向かっていたことを論じる。そして、第三に、先行研究が提起した基本的には平行（つまり、それぞれ独自に存在）している二つの（台湾人と日本人の）「台湾話文」という状況を踏まえ、日本人の「台湾話文」が積極的に台湾人の「台湾話文」と関わりを持とうとしていたという点について論じる。これは、台湾人の思想を発表する用具として「台湾話文」が準備されつつあったことを的確に認識していたため、治安対策の一環として「かれら」の考えていることを把握しなければならない、という要請が根底にあった。

このように、台湾語表記は、日本人だけで、あるいは台湾人だけで、考案・使用されたものではなく、両者がそれぞれの思惑のなかで相互に影響をあたえつつ、構想されてきたのであった。しかしながら、安定した言語使用の場を確保できないまま、総動員体制、皇民化の時代をむかえ、日本の敗戦へといたるのであった。

終章では、本論文のまとめがなされ、「本論文によって台湾語史の空白を少しでも埋めることが出来れば、筆者としての幸いはこれに過ぐるものはない」との控え目な一文で閉じられる。

### 3. 本論文の成果と問題点

本論文の成果としては、以下の点があげられる。

第一に、従来の台湾や日本での先行研究で、「ローマ字」が基本的には教会のなかにかざられ、それゆえに独自に発展してきたとされている点について、『台湾教会公報』の精読により、台湾総督府の検閲制度が相当程度意識されて編集されており、植民地支配と緊張関係をもっていたことを示した点。

第二に、日本人の台湾語表記論の多様性を雑誌『語苑』などでの議論でうかびあがらせるとともに、論者が常に「ローマ字」を念頭においていたことを説得的に示し、決して「ローマ字」が教会のなかにもとどまっていたわけではないことを論証した点。

第三に、日本人の台湾語表記と、勃興しつつあった台湾人による「台湾話文」との影響関係を示した点。

以上の点などをあげることができる。いたづらに理論をこねくりまわすことなく、歴大な資料

を丹念にかつ着実に読み込んだうえでなされる議論であって、説得性はたかく、台湾や日本で通説と化している認識をあらためる必要があるほどに、学界への寄与ははかりしれないものがある。

とはいえ、本論文にも以下のような問題点がある。

宣教師・日本人・台湾知識人それぞれが台湾語をいかに表記しようとしていたかの相互関係をみていこうとはいうものの、それぞれが目指した、書きことばとしての標準化の目的・動機が異なっていたため、相互に関係しあうことがどれほどできたのか、という本質的な問題がある。また、第一章では出版政策をあつかう一方で第二章と第三章では表記論をあつかう、という構成上の不統一もさることながら、「総体的に把握」するという本論文の目的がどの程度達成されたのか、ということがややみえにくい書き方になっており、反省を要するところであろう。

表記法に関する言説をあつかっているので仕方がないのかもしれないが、各論者のいう表記法の具体的な事例が示されていない点。事例による検討をしてもよかったのではないかと思われる。また、台湾人による「台湾話文」についてももう少し筆を費やした方が、影響関係をより具体的にみる事ができたように思われる。さらに、1945年以降について論じていないのも気にかかる。日本人たちの残した表記法がどのように継承されたのか、あるいはされなかったのか。著者は、戦後の台湾語表記論はイデオロギー先行（たとえば台湾独立派が漢字を廃しているというように）なのであつかいにくい、と発言していたが、それでもなお、検討に値する課題と思われる。それは、より大きな見取り図への接続のためにも避けては通れない関門であろう。

こうした問題点は筆者も十分認識しており、本論文の優れた成果を損なうものではない。台湾語および台湾史への深い理解、綿密な資料調査に支えられた本論文は、著者の優れた研究能力を証し立てるものである。著者が本論文を基礎にして、さらに研究を発展させることが大いに期待される。

#### 4. 結論

以上の審査結果に鑑み、審査員一同は、本論文が独創性に富むすぐれた論文であると認め、一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考えます。

## 最終試験結果要旨

2010年5月19日

学位請求者 黄馨儀  
論文題目 台湾語表記論と植民地台湾——教会ローマ字と漢字から見る——  
論文審査担当者 安田 敏朗 松永 正義 岩月 純一

2010年4月21日、本学学位規則第8条第1項に定めるところの最終試験として、学位請求論文提出者黄馨儀氏の博士学位請求論文「台湾語表記論と植民地台湾——教会ローマ字と漢字から見る——」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、黄馨儀氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を黄馨儀氏が有することを認定し、最終試験での合格を判定した。